

(解雇予告手当金)

請 求 の 趣 旨 及 び 原 因

請求の趣旨

- 1 金 円 (下記請求の原因 の金額)
- 2 上記金額に対する支払督促送達の日翌日から完済まで年 5 パーセントの割合による遅延損害金
- 3 金 円 (申立手続費用)

請求の原因

- 1 (1) 労働契約の日 平成 年 月 日
- (2) 労働契約の内容
 - ①業務
 - ②賃金 月給金 円
内訳) 基本給 金 円
金 円
金 円
 - ③支払期日 毎月 日締め 月 日限り支払う
- 2 債務者は、次のとおり債権者を解雇した。
 - (1)解雇予告 なし あり (平成 年 月 日)
 - (2)解雇の日 平成 年 月 日
 - (3)予告の翌日から解雇日まで 0 日間(A)
- 3 解雇予告手当の額
 - (1)平均賃金計算期間
平成 年 月 日 (締切日の 3 ヶ月前の日) から
平成 年 月 日 (直前の給料締切日) まで 日(B)
 - (2)計算期間内に支給された賃金総額
金 円(C)

(3)解雇予告手当 金 円

算出根拠は次のとおり

$$= \frac{\text{賃金総額金} \quad \text{円(C)}}{\text{平均賃金計算期間} \quad \text{日(B)}} \times (30 \text{日} - 0 \text{日(A)})$$